

事業計画書目次

[こども青少年局] 6款3項5目 児童福祉施設運営費 (単位：千円)

計画書頁	事業名	28年度		27年度		増△減(28-27)		戦略	基本施策	新規拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債			
1	母子生活支援施設運営事業	26,805	△ 19,702	26,871	△ 30,442	△ 66	10,740			
3	児童養護施設運営費	264,190	64,105	222,328	27,616	41,862	36,489	○		
5	児童自立支援施設運営事業	131,861	35,444	131,633	25,918	228	9,526	○		
7	南部地域療育センター運営事業	363,294	355,448	387,353	370,969	△ 24,059	△ 15,521	○		
9	戸塚地域療育センター運営事業	338,382	330,920	357,351	346,907	△ 18,969	△ 15,987	○		
11	北部地域療育センター運営事業	305,360	299,236	322,703	312,423	△ 17,343	△ 13,187	○		
13	中部地域療育センター運営事業	394,285	385,958	381,488	366,566	12,797	19,392	○		
15	西部地域療育センター運営事業	369,839	361,788	351,750	340,484	18,089	21,304	○		
17	東部地域療育センター運営事業	391,194	381,374	400,515	384,810	△ 9,321	△ 3,436	○		
19	地域療育センターあおば運営事業	281,801	275,706	277,823	266,240	3,978	9,466	○		
21	よこはま港南地域療育センター運営事業	305,153	298,941	309,474	298,430	△ 4,321	511	○		
23	地域療育センター学校支援事業	144,317	144,317	148,461	148,461	△ 4,144	△ 4,144			
25	地域療育センター発達障害児通所支援事業	372,819	372,819	346,361	346,361	26,458	26,458			
	計	3,689,300	3,286,354	3,664,111	3,204,743	25,189	81,611			

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 5 目
母子生活支援施設運営事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
28年度	26,805	0		46,507			△ 19,702
補助事業							
単独事業	26,805	補助率	%	46,507			△ 19,702
27年度	26,871			57,313			△ 30,442
増△減	△ 66	0	0	△ 10,806	0	0	10,740

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	40,611	32,543	27,150
算 市債+一般財源	△ 52,221	△ 19,654	△ 29,138
決 事業費	28,186	26,825	27,027
算 市債+一般財源	△ 78,526	△ 27,796	△ 24,254

歳出	29年度	30年度
予 事業費	26,805	26,805
算 市債+一般財源	△ 19,702	△ 19,702

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

横浜市母子生活支援施設みどりハイムに入所する母子世帯等を保護し、自立促進のための支援を行うことで、福祉の助長を図る。

○職員配置

	施設長	生活 指導員	保育士	少年 指導員	調理員等	嘱託医	業務員 その他	合計
国基準	1	2	1	2	1	1	0	8
みどりハイム	1	2	2	2	1	1	2	11

【 実績の推移・今後見込み 】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
みどりハイム	18世帯 49人	18世帯 49人	18世帯 49人	19世帯 52人	19世帯 52人	19世帯 52人	19世帯 52人

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	27年度	28年度	増減	説明
事業費	4,173	4,174	1	
管理運営費	7,690	7,675	△ 15	
設置者負担	13,962	13,910	△ 52	
旧いそごハイム建物管理外	1,046	1,046	0	
合計	26,871	26,805	△ 66	
国				
市債				
その他	57,313	46,507		
一般財源	△ 30,442	△ 19,702	10,740	

【 事業開始年度 】

みどりハイム …昭和 23 年児童福祉法施行に伴い、児童福祉施設「子安母子寮」として運営開始

【 根拠法令 】

児童福祉法第 23 条、第 38 条 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 34 条～第 41 条
横浜市母子生活支援施設条例 (昭和 25 年 4 月 28 日条例第 16 号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	中山 努	奈良 茜

(こども青少年局 一)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 5 目 母子生活支援施設運営事業			所管課		こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他		法令等の名称						
	目的 (事業開始の経緯)	児童福祉法第38条の規定に従い、配偶者のいない18歳未満の子どもを養育している母子世帯又はこれに準ずる事情がある世帯を保護し、自立に向けた支援等を指導していくために開始された。								
	事業内容	DVなど家庭環境が乱れた母子世帯等の保護及び社会生活の復帰に向けた支援を行う。								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		自立世帯数(世帯)	6	8	8	8				
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度				
		予算額	40,611千円	32,543千円	27,150千円	26,871千円				
		執行額	28,186千円	26,825千円	27,027千円	—				
		差▲引	12,425千円	5,718千円	123千円	—				
		執行率(%)	69%	82%	100%	—				
		人件費	一般職職員	10.0人	5.0人	5.0人	5.0人			
			再任用職員	4.0人	2.0人	2.0人	2.0人			
概算人件費	102,452千円		49,459千円	51,950千円	51,950千円					
	総事業費	130,638千円	76,284千円	78,977千円	78,821千円					
	増▲減	—	▲ 54,354千円	2,693千円	▲ 156千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い		DVなどで不安定な生活を強いられている母子世帯等を保護することで、安全・安心な生活環境の中で自立のための援助を受け、社会復帰につなげることができる。						
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない		安心して生活できる環境が提供でき、自立の促進が進んでいる。						
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない		DVなどで不安定な生活を強いられている母子世帯等を保護し、自立のための援助をし、社会復帰につなげることができる施設は母子生活支援施設だけである。						
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		「横浜国立児童養護施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設苦情解決要綱」第3条第1項第3号に基づき、施設における苦情の適切な解決を図るため、地域との関わりが深い民生委員・児童委員に第三者委員を委嘱している。						
自己評価 (Action)	自己評価	他の民設施設では受入が厳しい母子を受け入れるなど、公立の施設としての役割を果たしている。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		施設の老朽化に伴い小規模の修繕が増えてきており、維持管理費が増加している。また、建物の長寿命化推進を図るために、大規模な修繕が必要である。						

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価					
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。			
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の		対象事業ではない		

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 5 目
児童養護施設運営費

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規・拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	6
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	264,190	0		200,085		64,105	
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	222,328			194,712		27,616	
増△減	41,862	0	0	5,373	0	36,489	

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	186,602	183,955	201,937
算 市債+一般財源	△ 6,561	74,000	4,638
決 事業費	160,965	173,663	221,856
算 市債+一般財源	△ 36,314	△ 12,985	26,682

歳出	29年度	30年度
予 事業費	264,190	264,190
算 市債+一般財源	64,105	64,105

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業目的

乳児を除き、保護者のいない児童、虐待を受けた児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護します。退所者に対する相談と合わせ、自立のための援助を行います。

2 実施内容

- ①児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場を提供します。
- ②「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童居住環境の改善に取り組むとともに、増大するニーズに対応するための施設環境を新たに整備します。
- ③施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組みます。

【 実績の推移・今後見込み 】

	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込
定員数	70	70	70	70	70	70	70
在籍児童数 ※	66	58	56	56	54	60	60
新規入所者	10	7	15	14	4	13	16
退所者	15	13	13	17	8	10	10

※各月初日の在籍児童数の年間平均数値

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	本年度	前年度	差 引	説 明
①事業費	73,880	66,995	6,885	新規小規模G.C嘱託員の増、産休アルバイト雇用
②管理費・管理運営費	190,310	155,333	34,977	施設住環境整備修繕工事費用、新規小規模G.C家賃の増
合 計	264,190	222,328	41,862	

【 事業開始年度 】

- 開園：昭和41年9月1日
- 新園舎移転：平成2年4月28日（大舎3寮）
- 小舎増築：平成19年4月1日（大舎3寮、小舎1寮）
- 小規模グループケア増設：平成24年4月1日（中舎3寮、小舎2寮）
- 児童寮舎の居室を個室化に改修：平成27年3月（B、Cブロックの各6居室のうち2居室）

【 施設概要 】

施設定員 70名
施設面積 3,842.24㎡
延床面積 2,397.41㎡

【 根拠法令 】

- 児童福祉法第27条、第41条（昭和22年12月12日法律第164号）
- 児童福祉施設最低基準第41条～第47条
- 次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日法律第120号）第8条
- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条、第12条
- 横浜市児童養護施設条例（昭和23年10月1日条例第63号）
- 横浜市児童養護施設規則（昭和39年3月31日規則第51号）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	三春学園長	係長	三春学園副園長	係 安藤 健悟
		川尻 基晴		古山 美恵	

(こども青少年局 一)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 児童養護施設運営費	所管課	こども青少年局こども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> その他					
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法 他、横浜市児童養護施設条例、横浜市児童養護施設規則					
事業内容	明治33年7月、財団法人横浜孤児院に養育委託したことに始まる。昭和7年に救護施設となり、昭和16年に横浜三春園と改称された(所在地は南区三春台)。昭和23年10月に横浜市に移管され、同25年に児童福祉法による養護施設となった。昭和41年9月に同種施設であった富岡学園と金沢区富岡の地で合併し、横浜市三春学園となった。現園舎は平成2年4月に改築完成したもの。現在定員70人。 ①児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場の提供。 ②「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童居住環境の改善に取り組むとともに、増大するニーズに対応するための施設環境を新たに整備します。 ③施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組みます。						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		在籍児童数(人)	56	56	54	60	
		退園児童数(人)	13	17	8	10	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		186,602千円	183,955千円	201,937千円	222,328千円
		執行額		160,965千円	173,663千円	221,205千円	—
		差▲引		25,637千円	10,292千円	△19,268千円	—
		執行率(%)		86%	94%	110%	—
		人件費	一般職員	35.0人	35.0人	33.0人	31.0人
			再任用職員	3.0人	4.0人	5.0人	5.0人
概算人件費	315,869千円		308,293千円	308,799千円	291,343千円		
総事業費		476,834千円	481,956千円	530,004千円	513,671千円		
増▲減		—	5,122千円	48,048千円	▲16,333千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い ・施設入所を必要とする児童に安心して生活できる場の提供ができなくなります。 ・民間では「無理」といわれる子の生活する場所がなくなり、新たに最終的な受入施設を民間に委ね、応じてもらわなくてはならなくなります。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない ・安心して生活できる養育環境が提供でき、大人になる準備を支援できること。 ・施設入所待機児童の保護所在籍長期化解消に寄与できること。					
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない ・他施設で受け入れ困難な重篤ケースの受け入れに応じている。 ・施設における苦情の適切な解決を図るための第三者委員の委嘱や、第三者評価を業務委託により実施し入所者に対する処遇の改善を行っている。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「横浜市立児童養護施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設苦情解決要綱」第3条第1項第3号に基づき、施設における苦情の適切な解決を図るため、民生委員・児童委員に第三者委員を委嘱している。					
自己評価 (Action) 今後の取組	自己評価	・公立の児童養護施設として、他施設で受け入れ困難な重篤ケースの依頼にはできうる限り応じている。 ・高齢児の入所が増加しており、従来の居室を個室化に改修し、児童の生活の質を高めるための対策が早急に必要である。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ①権利侵害事案や不調となる児童が多数出の中でそれを未然に防ぐ必要がある。 ②心理的知見に基づく児童支援の定型化など治療的関与の必要な(発達障害のある)児童が増加している。 ③食物アレルギー・アトピー等に配慮しなければならぬ児童が増加しており、食の提供においても個々の対応が必要となってきた。 ④施設の居住環境の改善を図る必要がある。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 5 目
児童自立支援施設運営事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	6
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	財産収入	諸収入	市債	一般財源
28年度	131,861	0		262	96,155	0	35,444
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	131,633	0		443	105,272	0	25,918
増△減	228	0	0	△ 181	△ 9,117	0	9,526

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	147,779	139,561	139,189
算 市債+一般財源	32,611	30,557	22,898
決 事業費	130,865	108,446	117,941
算 市債+一般財源	13,470	1,539	23,815

歳出	29年度	30年度
予 事業費	118,000	118,000
算 市債+一般財源	12,000	12,000

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業目的
児童自立支援施設向陽学園においては、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援します。

2 施設概要 (26年度)
「施設定員：60名(暫定定員24名)」、「施設面積：34,262.32㎡」、「延床面積：2,502.95㎡」

3 指導内容
(1) 生活指導：夫婦小舎制をとる寮舎を1単位として、4寮で児童と職員が起居をともにし、児童の生活面での改善を図ります。
(2) 学習指導：平成23年度導入した公教育とより連携を強め、児童の能力をより伸ばせるように指導を行いません。
(3) 作業指導：クラブ活動や農作業等を実施し、集中力・協調性および勤労意欲を養成します。
(4) 職員配置：常勤職員21名、嘱託員14名(嘱託医2名、看護師2名、自立支援員1名、心理療法担当職員2名、業務員2名、事務嘱託員1名、運転手1名、夜間児童支援員3名)

【 実績の推移・今後見込み 】

1 被虐待児童の増加及び児童養護施設や一時保護所にも入れられない児童の受け皿としての重要な役割について
平成26年度の横浜市の児童虐待相談・通報件数は4500件を超え、毎年のように前年度を上回る状況が続いている。向陽学園に措置される児童も7割以上が虐待を受けているケースである。また、難しい被虐待児童に加え、発達障害や性被害、加害児童等、様々な複雑な事情を抱えたケース、児童養護施設等他施設では見られないケースや、こども医療センターに長期入院していた児童も受け入れている。また、公教育も導入5年目を迎え、福祉職と教員との連携の在り方、役割分担等が整理され、よい成果を挙げているが、分校立ち上げ当時の教員も今後入れ替わることが想定され、連携体制を継続して引き継ぐことが重要となっている。

2 児童の状態像に見合った自立支援事業を図るための施設機能の強化対策について
入所児童の7割以上が被虐待児童であり、また発達障害や知的障害等の特別な支援を要する児童も増えている。そのため、寮生活を基本とした集団支援に加え、個々の児童の生活や心理的課題に対して、より個別的に支援をする必要がある。その新たな児童のニーズに対応するために、ソフト、ハードともに機能強化をしていく必要があるが、児童の生活空間である児童寮は老朽化により全体的な傷みが激しく、児童の個別支援に耐えうる設備面の充実も含め、再整備による改善が強く求められている。

3 心理的なアプローチの充実について
被虐待児童や知的障害、発達障害の児童等が個別的対応を必要とする児童が増えており、その支援のために心理嘱託職員を拡充し、心理的なアプローチによってその児童が抱えている課題を明らかにして、支援を充実させていく必要がある。

【 事業費の内訳 】

1 事業費： 32,133千円
入所児童の給食費、日用品の購入費、修学に関する経費、行事に関する経費等

2 管理費： 32,728千円
光熱水費、公用車燃料費、庁舎維持管理に関する委託料、通信運搬費等

3 管理運営費： 18,354千円
事務用品等消耗品、修繕料、庁用備品費、各種負担金等

4 設置者負担分他： 48,646千円
嘱託員、アルバイト賃金・社会保険料等

【 事業スケジュール 】
児童の生活支援、学習支援 (通年)

【 事業開始年度 】
昭和34年1月

【 根拠法令 】
児童福祉法第44条(昭和22年12月12日法律第164号)ほか

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大木 克之	山内 政治	金田 竜生

(こども青少年局 一)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 児童自立支援施設運営事業			所管課	こども青少年局こども家庭課								
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕							〔施策〕 6	<input type="checkbox"/> その他			
		法令等の名称	児童福祉法										
	目的 (事業開始の経緯)	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援する施設として、昭和34年設立。											
事業内容	小学校高学年から18歳以下の、家庭や学校などうまく適応できずに問題行動を起こしてしまった児童に対して、必要な学習・生活指導等を行い、集団の中での規律ある生活態度や、対人コミュニケーション能力などを身につけさせて、児童の自立を支援する。												
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標							
		入所在籍者数(名)	最大在籍数28名	最大在籍数24名	最大在籍数22名	最大在籍数30名							
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度						
		予算額		147,779千円	139,561千円	139,189千円	131,633千円						
		執行額		130,865千円	108,446千円	117,941千円	—						
		差▲引		16,914千円	31,115千円	21,248千円	—						
		執行率(%)		89%	78%	85%	—						
		人件費	一般職職員		23.0人	23.0人	24.0人	24.0人					
			再任用職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人					
概算人件費			203,799千円	196,417千円	204,792千円	204,792千円							
	総事業費		334,664千円	304,863千円	322,733千円	336,425千円							
	増▲減		—	▲ 29,801千円	17,870千円	13,692千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 「被虐待児児童」「発達障害」「行為障害」など、様々な課題を抱える児童が増加する中で、家庭での養育能力が低下し、社会的養護の必要性が求められている。											
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 平成23年度から公教育が導入されたことにより、学習上の様々な課題のある児童に対しても、個別支援が行えるようになり、公立高校への進学者が増えている。また、医療機関に長期入院していたケースや児童相談所が対応に苦慮していた処遇困難ケースについても、夫婦小舎制の生活の中で社会性を身につけており、一定の評価を受けている。											
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 神奈川県内では、横浜市向陽学園と県立おおいそ学園、社会福祉法人運営の横浜家庭学園のそれぞれが分担して、児童自立支援施設入所の対応をしている。今後、多様な個別課題を抱える児童に対してそれぞれの特性を踏まえた支援が行えるよう、施設再整備、心理療法担当職員等専門職配置の充実、入所児童への支援プログラムの充実等が課題となっている。											
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設内の苦情を処理するため、民生委員・児童委員等に第三者委員を委嘱している。また、3年に一度の第三者評価を義務付けられており、平成25年度に実施済みである。											
自己評価 (Action)	自己評価	近年、向陽学園に入所してくる児童の7割以上は何らかの虐待経験を受けている。虐待件数が増加の一途をたどり、児童相談所一時保護所が常に満員状態にあり、向陽学園が果たす役割がますます重要になっている。向陽学園に対する潜在的なニーズは高いものの、入所事由・個別課題への対応、虐待・発達障害等への対応が難しい児童が多いことから、入所実績の向上につながっていないという課題がある。											
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 入所児童の特性を踏まえた個別処遇を実施するうえでは、老朽化した施設の再整備を進め、児童が生活しやすく支援のしやすい生活寮への転換、心理療法室の拡充のほか、専門知識を有するスーパーバイザーの設置や職員研修の充実などが必要である。											

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に間接的に寄与する	【緩和策】の分類を選択してください	都市基盤整備
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に寄与する	【適応策】の分類を選択してください	猛暑対策
	理由	指導の一環である園内環境整備作業により、敷地内の広大で貴重な自然が保全され、緑地や生物多様性の環境が保たれているため。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款	3項 5目
南部地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	363,294	5,231	2,615				355,448
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	387,353	10,923	5,461				370,969
増△減	△ 24,059	△ 5,692	△ 2,846	0	0	0	△ 15,521

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	396,186	393,695	381,235
算 市債+一般財源	396,186	393,695	369,929
決 事業費	354,922	371,799	362,615
算 市債+一般財源	343,615	355,414	351,936

歳出	29年度	30年度
予 事業費	363,294	363,294
算 市債+一般財源	355,448	355,448

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)

2 事業内容
(1) 担当区域
磯子区、金沢区 (「港南区」は平成25年4月から「よこはま港南地域療育センター」が担当)

(2) 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所

(3) 設置・運営
設置：横浜市 運営：社会福祉法人青い鳥 (平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)

(4) 施設概要
所在地：磯子区杉田五丁目32-20
規模構造：鉄筋コンクリート造2階建 敷地：3,706㎡ 延床面積：2,202㎡

(5) 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練

3 職員体制
通園部門36人、診療部門14人、相談地域サービス部門15人(計65人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む

4 その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	80	76	92	103	100
肢体通園	18	19	17	14	16
合計	98	95	109	117	116

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	16,254	14,507	14,920	15,000	15,000

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	242	212	188	200	200

【 事業費の内訳 】 (単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	372,329,000	363,270,000	△ 9,059,000
障害児福祉保健課事務費	15,024,000	24,000	△ 15,000,000
計	387,353,000	363,294,000	△ 24,059,000

【 事業開始年度 】

昭和60年8月開所 (平成5年9月増築により定員増)

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 南部地域療育センター運営事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他						
		法令等の名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱					
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。						
	事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標		
		地域の関係機関への支援回数	242	212	188	200		
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度		
		予算額	396,186千円	393,695千円	381,235千円	387,353千円		
		執行額	354,922千円	371,799千円	362,615千円	—		
		差▲引	41,264千円	21,896千円	18,620千円	—		
		執行率(%)	90%	94%	95%	—		
		人件費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人		
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	0千円	
	総事業費	356,660千円	373,474千円	364,361千円	387,353千円			
	増▲減	—	16,814千円	▲ 9,113千円	22,992千円			
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。						
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。						
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。						
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。						
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。						
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。						

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名		
6	3	5
戸塚地域療育センター運営事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	市債	一般財源
28年度	338,382	4,975	2,468	19		330,920
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	357,351	6,950	3,475	19		346,907
増△減	△ 18,969	△ 1,975	△ 1,007	0	0	△ 15,987

歳出		24年度	25年度	26年度
予 事業費		407,862	402,024	386,454
算 市債+一般財源		407,843	402,024	377,633
決 事業費		377,352	361,654	362,615
算 市債+一般財源		368,530	351,208	351,936

歳出		29年度	30年度
予 事業費		339,713	339,713
算 市債+一般財源		332,270	346,916

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)
- 事業内容
 - 担当区域
戸塚区、泉区
 - 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所
 - 設置・運営
設置：横浜市
運営：社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団(平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)
 - 施設概要
所在地：戸塚区川上町4-4
規模構造：鉄筋コンクリート造2階建 敷地：4,501㎡ 延床面積：2,604㎡
 - 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉の援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 職員体制
通園部門35人、診療部門15人、相談・地域サービス部門14人(計64人)
※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- その他
・地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数(月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	64	77	84	84	84
肢体通園	33	29	32	27	27
合計	97	106	116	111	111

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	12,509	11,068	11,396	11,500	11,500

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	204	190	172	180	180

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	357,327,000	331,319,000	△ 26,008,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	8,394,000	8,370,000
計	357,351,000	339,713,000	△ 17,638,000

【 事業開始年度 】

平成元年10月開所(平成10年11月増築により定員増(知的障害児通園30→50人))

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6款 3項 5目 戸塚地域療育センター運営事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他					
	法令等の名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱					
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。					
事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		地域の関係機関への支援回数	204	190	172	180	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		407,862千円	402,024千円	386,454千円	357,351千円
		執行額		377,352千円	361,654千円	362,615千円	—
		差▲引		30,510千円	40,370千円	23,839千円	—
		執行率(%)		93%	90%	94%	—
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
総事業費		379,090千円	363,329千円	364,361千円	359,097千円		
増▲減		—	▲ 15,761千円	1,032千円	▲ 5,264千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 5目	
北部地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	市債	一般財源
28年度	305,360	4,058	2,028	38		299,236
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	322,703	6,828	3,414	38		312,423
増△減	△ 17,343	△ 2,770	△ 1,386	0	0	△ 13,187

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	348,789	347,018	317,294
算 市債+一般財源	348,751	346,980	308,308
決 事業費	292,590	308,766	307,205
算 市債+一般財源	283,603	298,484	298,471

歳出	29年度	30年度
予 事業費	305,046	305,046
算 市債+一般財源	322,703	298,922

方針に関する決裁種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 1 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)
- 2 事業内容
 - (1) 担当区域
緑区、都筑区 (利用者は平成18年10月から担当区域以外の利用も可)
 - (2) 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所
 - (3) 設置・運営
設置：横浜市
運営：社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 (平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)
 - (4) 施設概要
所在地：都筑区葛が谷16-3 鉄筋コンクリート造5階建 敷地：1,198.91㎡ 延床面積：2,966㎡
 - (5) 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 3 職員体制
通園部門35人、診療部門15人、相談地域サービス部門13人(計64人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- 4 その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	74	87	104	104	104
肢体通園	28	19	20	19	19
合計	102	106	124	123	123

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	12,005	11,658	12,339	12,500	12,500

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	169	171	176	180	180

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	322,679,000	305,336,000	△ 17,343,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	322,703,000	305,360,000	△ 17,343,000

【 事業開始年度 】

平成6年1月開所 (分室：平成13年3月開所、平成21年3月閉所)

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 北部地域療育センター運営事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課	
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他				
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。				
	事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業				
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標
		地域の関係機関への支援回数	169	171	176	180
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	348,789千円	347,018千円	317,294千円	322,703千円
		執行額	292,590千円	308,766千円	307,205千円	—
		差▲引	56,199千円	38,252千円	10,089千円	—
		執行率(%)	84%	89%	97%	—
	人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
	総事業費	294,328千円	310,441千円	308,951千円	324,449千円	
	増▲減	—	16,113千円	▲1,490千円	15,498千円	
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。				
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。				
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。				
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。				
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。				

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 5目	
中部地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	394,285	5,552	2,775				385,958
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	381,488	9,948	4,974				366,566
増△減	12,797	△ 4,396	△ 2,199	0	0	0	19,392

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	364,565	359,594	365,638
決算	市債+一般財源	364,565	359,594	356,554
決算	事業費	327,009	373,418	380,311
決算	市債+一般財源	317,887	358,495	368,415

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	395,985	395,985
算	市債+一般財源	382,451	382,451

方針に関する決裁種別()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)
 - 担当区域
西区、中区、南区 (利用者は平成18年10月から担当区域以外の利用も可)
 - 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所
 - 設置・運営
設置：横浜市 運営：社会福祉法人青い鳥 (平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)
 - 施設概要
所在地：南区清水ヶ丘49番地
規模構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 敷地：4,438㎡ 延床面積：4,253㎡
 - 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 職員体制
通園部門35人、診療部門14人、相談地域サービス部門12人(計61人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	36	73	77	74	74
肢体通園	10	13	16	12	12
合計	79	86	93	86	86

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	13,818	14,488	15,009	15,000	15,000

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	247	237	219	220	220

【 事業費の内訳 】 (単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	381,464,000	394,261,000	12,797,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	381,488,000	394,285,000	12,797,000

【 事業開始年度 】

平成8年10月開所

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 中部地域療育センター運営事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他					
		法令等の名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱				
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。					
事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		地域の関係機関への支援回数	247	237	219	220	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	364,565千円	359,594千円	365,638千円	381,488千円	
		執行額	327,009千円	373,418千円	380,311千円	—	
		差▲引	37,556千円	△ 13,824千円	△ 14,673千円	—	
		執行率(%)	90%	104%	104%	—	
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
	総事業費	328,747千円	375,093千円	382,057千円	383,234千円		
	増▲減	—	46,346千円	6,964千円	1,177千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。					

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 5目	
西部地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	市債	一般財源
28年度	369,839	4,557	3,475	19		361,788
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	351,750	7,498	3,749	19		340,484
増△減	18,089	△ 2,941	△ 274	0	0	21,304

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	344,181	357,324	351,750
決 算	市債+一般財源	344,262	357,305	347,198
予 算	事業費	304,940	338,214	334,625
決 算	市債+一般財源	295,410	326,946	324,829

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	369,789	369,789
決 算	市債+一般財源	361,738	361,738

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)
- 事業内容
 - 担当区域
保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区 (利用者は平成18年10月から担当区域以外の利用も可)
 - 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所
 - 設置・運営
設置：横浜市
運営：社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 (平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)
 - 施設概要
所在地：保土ヶ谷区今井町743-2
規模構造：鉄筋コンクリート造2階建 敷地：3,364.46㎡ 延床面積：2,657.7㎡
 - 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 職員体制
通園部門35人、診療部門15人、相談地域サービス部門14人(計65人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	77	92	92	96	96
肢体通園	29	26	21	18	18
合計	106	118	113	114	114

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	10,303	11,326	12,319	12,500	12,500

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	167	178	180	180	180

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	351,726,000	369,815,000	18,089,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	351,750,000	369,839,000	18,089,000

【 事業開始年度 】

平成19年4月開所

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6款 3項 5目 西部地域療育センター運営事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他					
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱					
	事業内容	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。 障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		地域の関係機関への支援回数	167	178	180	180	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		344,181千円	357,324千円	351,750千円	351,750千円
		執行額		304,940千円	338,214千円	334,625千円	—
		差▲引		39,241千円	19,110千円	17,125千円	—
		執行率(%)		89%	95%	95%	—
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
総事業費		306,678千円	339,889千円	336,371千円	353,496千円		
増▲減		—	33,211千円	▲ 3,518千円	17,125千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 5目	
東部地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県		市債	一般財源
28年度	391,194	6,520	3,259	41		381,374
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	400,515	10,443	5,221	41		384,810
増△減	△ 9,321	△ 3,923	△ 1,962	0	0	△ 3,436

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	356,307	372,958	347,198
決算	市債+一般財源	356,266	372,917	337,668
決算	事業費	320,208	351,891	377,660
決算	市債+一般財源	309,737	336,167	363,647

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	392,536	392,536
決算	市債+一般財源	382,738	382,738

方針に関する決裁種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

- 1 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行う。
(指定管理者による運営)
- 2 事業内容
 - (1) 担当区域
鶴見区、神奈川区 (利用者は平成18年10月から担当区域以外の利用も可)
 - (2) 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員50人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員40人、診療所
 - (3) 設置・運営
設置：横浜市 運営：社会福祉法人青い鳥 (平成26年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理者に指定)
 - (4) 施設概要
所在地：神奈川区東神奈川一丁目29番地
規模構造：SRC造地上7階建 (東部療育4～7階) 敷地：2,01.54㎡ 延床面積：2,847.14㎡ (専用)
 - (5) 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門 (診療所) / 医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 3 職員体制
通園部門36人、診療部門15人、相談地域サービス部門15人 (計66人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- 4 その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【実績の推移・今後見込み】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)
知的通園	73	74	78	72	72
肢体通園	19	22	26	23	23
合計	92	96	104	95	95

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)
のべ診療件数	17,519	17,313	17,958	18,000	18,000

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)
のべ巡回訪問件数	221	215	223	230	230

【事業費の内訳】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料 (指定管理料)	400,491,000	391,170,000	△ 9,321,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	400,515,000	391,194,000	△ 9,321,000

【事業開始年度】

平成15年9月開所

【根拠法令】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6款 3項 5目 東部地域療育センター運営事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他					
		法令等の名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱				
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。					
事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		地域の関係機関への支援回数	221	215	223	230	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		356,307千円	372,958千円	347,198千円	400,515千円
		執行額		320,208千円	351,891千円	377,660千円	—
		差▲引		36,099千円	21,067千円	△ 30,462千円	—
		執行率(%)		90%	94%	109%	—
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
総事業費		321,946千円	353,566千円	379,406千円	402,261千円		
増▲減		—	31,620千円	25,840千円	22,855千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向け各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名		
6	3	5
地域療育センターあおば運営事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	281,801	4,064	2,031				275,706
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	277,823	7,722	3,861				266,240
増△減	3,978	△ 3,658	△ 1,830	0	0	0	9,466

歳出		24年度	25年度	26年度
予	事業費	294,289	295,435	281,056
算	市債+一般財源	294,289	295,435	275,163
決	事業費	282,476	261,934	260,558
算	市債+一般財源	276,582	250,351	248,510

歳出		29年度	30年度
予	事業費	282,097	276,002
算	市債+一般財源	282,097	276,002

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 1 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターのうち、地域療育センターあおばの運営に係る経費を補助する。(民設民営)
- 2 事業内容
 - (1) 担当区域
青葉区(担当区域以外の児童の利用も可能)
 - (2) 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員60人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員30人、診療所
 - (3) 設置・運営
設置・運営：社会福祉法人十愛療育会
 - (4) 施設概要
所在地：青葉区黒須田34番1外
規模構造：鉄筋コンクリート造3階建 敷地：3,013㎡ 延床面積：2,823.41㎡
 - (5) 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 3 職員体制
通園部門31人、診療部門14人、相談地域サービス部門14人(計59人) ※児童発達支援事業所5人、学校支援担当2人を含む
- 4 その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数(月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	82	84	87	79	79
肢体通園	25	19	25	35	35
合計	107	103	112	114	114

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	12,445	12,367	13,066	13,100	13,100

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	124	154	160	160	160

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	27,779,000	281,777,000	253,998,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	277,823,000	281,801,000	253,998,000

【 事業開始年度 】

平成19年4月開所

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条 ※横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱を準用して適用

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名		6 款 3 項 5 目 地域療育センターあおば運営事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他			法令等の名称						
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。									
	事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業									
事業実績 (Do)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
			地域の関係機関への支援回数	124	154	160	160				
	予算額・執行額、事業費の推移				24年度	25年度	26年度	27年度			
			予算額		294,289千円	295,435千円	281,056千円	277,823千円			
			執行額		282,476千円	261,934千円	260,558千円	—			
			差▲引		11,813千円	33,501千円	20,498千円	—			
			執行率(%)		96%	89%	93%	—			
			人件費	一般職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人		
				再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
				概算人件費		1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円		
		総事業費		284,214千円	263,609千円	262,304千円	279,569千円				
		増▲減		—	▲ 20,605千円	▲ 1,305千円	17,265千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。									
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 5目	
よこはま港南地域療育センター運営事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	14
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	305,153	4,142	2,070				298,941
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	309,474	7,363	3,681				298,430
増△減	△ 4,321	△ 3,221	△ 1,611	0	0	0	511

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	94,296	344,404	302,095
決 算	市債+一般財源	94,296	344,404	296,202
予 算	事業費	94,296	313,136	316,871
決 算	市債+一般財源	94,296	302,091	307,995

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	305,115	305,115
決 算	市債+一般財源	299,936	298,071

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 1 目的等
障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営のうち、よこはま港南地域療育センターの運営に係る経費を補助する。(民設民営)
- 2 事業内容
 - (1) 担当区域
港南区、栄区 (担当区域以外の児童の利用も可能)
 - (2) 施設内容
福祉型児童発達支援センター(知的障害児)：定員60人、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)：定員30人、診療所
 - (3) 設置・運営
設置・運営：社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
 - (4) 施設概要
所在地：港南区野庭町631番地
規模構造：鉄筋コンクリート造4階建 (1階～3階) 敷地：5,088.66㎡ 延床面積：3,093.47㎡
 - (5) 事業内容
ア 相談部門/療育や福祉的援助に関する相談
イ 地域サービス部門/福祉保健センターの乳幼児検診後の療育相談、幼稚園等への巡回訪問等による技術支援
ウ 診療部門(診療所)/医学的な診断、検査、評価及び治療・機能訓練
エ 通園部門/知的障害児、肢体不自由児、発達障害児対象の療育訓練
- 3 職員体制
通園部門35人、診療部門14人、相談地域サービス部門13人(計62人) ※児童発達支援事業所6人、学校支援担当2人を含む
- 4 その他
地域療育センター学校支援事業及び地域療育センター発達障害児通所支援事業に係る予算については、当該事業で別途計上。

【 実績の推移・今後見込み 】

1 通園施設在籍児童数 (月平均実績) (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
知的通園	64	77	90	88	88
肢体通園	33	29	30	26	26
合計	97	106	120	114	114

2 診療部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ診療件数	12,509	11,068	11,334	11,400	11,400

3 相談・地域サービス部門 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)
のべ巡回訪問件数	204	190	145	150	150

【 事業費の内訳 】 (単位：円)

	27年度	28年度	差引
管理委託料(指定管理料)	309,450,000	305,129,000	△ 4,321,000
障害児福祉保健課事務費	24,000	24,000	0
計	309,474,000	305,153,000	△ 4,321,000

【 事業開始年度 】

平成25年4月開所

【 根拠法令 】

児童福祉法第43条 ※横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱を準用して適用

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 よこはま港南地域療育センター運営事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課		
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 14 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童福祉法、横浜市地域療育センター条例（準用）、同施行規則（準用）、同運営要綱（準用）					
	目的 (事業開始の経緯)	障害児の幼稚園・保育所における受け入れや療育技術の進展等に伴い、既存の通園施設では適切な支援が難しくなったため、通園施設のほかに診療部門、相談・地域サービス部門を有し、地域の中核機関・専門機関として総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に設置することとした。					
	事業内容	障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導 (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4) 地域への巡回相談及び指導 (5) その他前各号に準ずる事業					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		地域の関係機関への支援回数	204	190	146	150	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	94,296千円	344,404千円	302,095千円	309,474千円	
		執行額	94,296千円	313,136千円	316,871千円	—	
		差▲引	0千円	31,268千円	△ 14,776千円	—	
		執行率(%)	100%	91%	105%	—	
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円
	総事業費	96,034千円	314,811千円	318,617千円	311,220千円		
	増▲減	—	218,777千円	3,806千円	▲ 7,397千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、幼稚園などの関係機関に対して専門的な支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 発達障害児を中心とする利用児童の増加への対応、初診待機期間の短縮、幼稚園などの地域の関係機関からの幅広い支援ニーズへの対応等が課題となっている。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名		
6	3	5
地域療育センター学校支援事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	144,317	0					144,317
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	148,461						148,461
増△減	△ 4,144	0	0	0	0	0	△ 4,144

歳出		24年度	25年度	26年度
予	事業費	123,721	138,649	143,654
算	市債+一般財源	123,721	138,649	143,654
決	事業費	113,199	136,972	138,485
算	市債+一般財源	113,199	136,972	138,485

歳出		29年度	30年度
予	事業費	144,317	144,317
算	市債+一般財源	144,317	114,317

方針に関する決裁種別()
有 () ・ 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

1 事業目的

市内方面別に整備している地域療育センターは、地域における療育の中核機関であり、センター内における通園療育や外来での訓練等のほか、幼稚園、保育所等の地域の関係機関への技術支援を行う役割を担っている。

現在、小学校において、発達障害と考えられる児童への対応に苦慮している状況があることから、地域療育センターの有する経験と専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや教職員への研修の実施を内容とする技術支援を実施する。

2 事業内容

地域療育センター（及び総合リハビリテーションセンター）に専任の学校支援担当スタッフ2名ずつを配置し、次の事業を実施する。なお、支援は学校からの申込に基づき実施する。

(1) 学校訪問によるコンサルテーション

- ・児童とのコミュニケーションに関する指導、助言
- ・教室等の環境設定に関する指導、助言
- ・教材の活用に関する助言等

(2) 教職員への研修

普通学級担当教員、個別支援学級担当教員、特別支援教育コーディネーターへの障害に関する研修の実施

【実績の推移・今後見込み】

○小学校からの申込に基づいて支援を実施

(単位：回)

	25年度	26年度	27年度(見込み)	28年度(見込み)
申込実学校数(支援実施実学校数)	263校(全345校中76.2%)	257校(全343校中74.9%)	252校(全342校中73.7%)	252校(全342校中73.7%)
支援実施のべ回数	研修及びコンサルテーション	16	16	10
	研修のみ	68	68	60
	コンサルテーションのみ	720	720	700
	計	804	804	770

※学校訪問による支援回数

※よこはま港南開所

※その他、特別支援教育コーディネーター連絡会への参加等を実施

(参考)

平成27年7月末の実施状況

申込実学校数	224 校
※うち、支援実施実学校数	190 校
研修及びコンサルテーション	10 回
研修のみ	26 回
コンサルテーションのみ	254 回
計	290 回

【事業費の内訳】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
人件費	145,560,000	141,416,000	△ 4,144,000
事務費等	2,901,000	2,901,000	0
計	148,461,000	144,317,000	△ 4,144,000



地域療育センター8か所及び総合リハビリテーションセンターの計9か所で事業を実施

【事業開始年度】

平成19年度

【根拠法令】

児童福祉法第43条、横浜市地域療育センター条例

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 5 目 地域療育センター学校支援事業	所管課	こども青少年局障害児福祉保健課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童福祉法、横浜市地域療育センター条例					
	目的 (事業開始の経緯)	小学校において発達障害児への対応が課題となっていることから、地域療育センターの専門性を発揮し、教職員に対する技術支援を実施する。					
	事業内容	小学校の状況に応じた職員向け研修やコンサルテーションなどを実施					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		実施支援小学校	263	257	252	252	
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	123,721千円	138,649千円	143,654千円	148,461千円	
		執行額	113,199千円	136,972千円	138,485千円	—	
		差▲引	10,522千円	1,677千円	5,169千円	—	
		執行率(%)	91%	99%	96%	—	
		人件費	一般職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	869千円		838千円	873千円	873千円		
	総事業費	114,068千円	137,810千円	139,358千円	149,334千円		
	増▲減	—	23,741千円	1,548千円	9,976千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児や発達に心配のある児童の生活の充実に向けて各種支援を行うとともに、小学校内での発達障害児対応について支援を行うことで、有効性が高い早期療育を実施している。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。					
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 学校支援を実施した小学校へのアンケートによれば、支援内容に関する満足度は大変高い結果が出ている。専門スタッフには支援内容、支援技術の向上が求められるとともに、中学校等への支援が今後の検討課題となっている。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款	3項 5目
地域療育センター発達障害児通所支援事業	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	372,819	0					372,819
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	346,361						346,361
増△減	26,458	0	0	0	0	0	26,458

歳出		24年度	25年度	26年度
予	事業費	286,640	315,445	332,760
算	市債+一般財源	286,640	315,445	332,760
決	事業費	270,117	297,576	294,989
算	市債+一般財源	270,117	297,576	294,989

歳出		29年度	30年度
予	事業費	372,714	372,714
算	市債+一般財源	372,714	372,714

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

1 事業目的

主に自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある子どもたちに適切な療育を提供するため、現行の診療及び通園施設における療育等に加え、地域療育センターの新たなサービスメニュー（支援）として「児童デイサービス」を導入する。これにより、主として低頻度の診療のみの利用であった子どもたち（知的な遅れのない発達障害児）に週1回程度の集団療育の場を確保し、子どもとその保護者に対して必要な支援を提供する。
児童デイサービスの導入は平成22年度と平成23年度、平成24年度に段階的に行い、平成22年度は2か所でサービスを開始した。残りのうち中部地域療育センターを除く5か所については平成23年度に事業を開始し、中部地域療育センターについては、平成24年度に事業を開始している。
よこはま港南地域療育センターについては、平成25年4月の開設に伴い、事業を開始した。

2 導入の経緯

療育センター長会のもと作成された「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」（平成20年2月）では、今後の地域療育センターのあり方や本市への提言がまとめられており、その中心的課題は、発達障害児のセンター利用の増加をふまえた集団療育体制の再構築であり、新たなサービスメニュー（児童デイサービス）の導入である。
この報告書にあるとおり、特に知的な遅れのない発達障害児への対応は、早急に取り組むべき重要課題であり、主に幼児期については、この新たなサービスメニューの導入により、より適切なサービスを対象児童とその保護者に対して提供 することができるものと考えられる。
なお、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援に再編されています。

3 導入計画・実施内容

(1) 対象施設

各地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの計9か所

(2) 実施内容

各センター2グループ（2指導室）の実施を基本とし、週1回程度の集団療育を提供する。
また、児童が普段利用している幼稚園、保育所等への巡回訪問（療育に関する技術支援）を併せて実施する。

(3) 導入スケジュール

時期	内 容	
平成22年4月	事業開始（2か所）	南部、北部
平成23年4月	事業開始（5か所）	戸塚、西部、東部、あおば、リハセンター
平成24年	事業開始（1か所）	中部
平成25年	事業開始（1か所）	港南

【事業費の内訳】

(単位：円)

	27年度	28年度	差引
人件費等	305,989,000	325,869,000	19,880,000
賃借料	40,372,000	46,950,000	6,578,000
計	346,361,000	372,819,000	26,458,000

【事業開始年度】

平成22年度

【根拠法令】

児童福祉法第6条の2第2項、横浜市地域療育センター条例

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	柴山 一彦	神山 俊宏

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 5 目 地域療育センター発達障害児通所支援事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課						
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕				〔施策〕				<input type="checkbox"/> その他		
	法令等の名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例										
	目的 (事業開始の経緯)	療育センター長会による「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」(平成20年2月)において、発達障害児を対象とした「児童デイサービス」の導入が提言された。これを受けて、知的な遅れのない発達障害のある児童により適切な療育を提供するため、地域療育センターの新たなサービスメニューとして平成22年度から順次開始した。										
事業内容	発達障害児に対する集団療育、保護者に対する支援、利用児が並行利用している幼稚園・保育園への技術支援等を実施することにより、発達障害児が安心して生活できること。											
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標						
		実施か所数	8	9	9	9						
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度					
		予算額		286,640千円	315,445千円	332,760千円	346,361千円					
		執行額		270,117千円	297,576千円	294,989千円	—					
		差▲引		16,523千円	17,869千円	37,771千円	—					
		執行率(%)		94%	94%	89%	—					
		人件費	一般職職員									
			再任用職員									
概算人件費			0千円	0千円	0千円	0千円						
総事業費		270,117千円	297,576千円	294,989千円	346,361千円							
増▲減		—	27,459千円	▲2,587千円	51,372千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 発達障害児等の増加や肢体不自由児の重症化などが見込まれており、今後も事業の継続・拡充が不可欠である。										
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 発達障害児にとってわかりやすい環境設定の中で、少人数グループでの療育を行うことで不適応行動を軽減し、成功体験を積み重ね自信につながるようになる。										
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 相談から診療まで行う療育の専門機関は地域療育センターのみであるため、改善・見直しの余地はない。										
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、情報交換や療育サービス等に関する協議検討を行っている。										
自己評価 (Action)	自己評価	障害児支援の中核となる療育の専門機関としての役割を果たしている。										
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 地域ニーズに応じた事業規模の拡大が課題となっており、人員の確保が急務となっている。										

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		